

鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づき、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1章 災害予防計画

本章では、大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進について定めるものとする。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

【総務部・建設水道部】

第1 基本方針

踏切道における自動車との追突、置石等による列車脱線などの外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

事故防止のための知識の普及

(1) 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止などに関する知識を広く一般に普及する必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)、村が実施する計画】

全交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

【建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 村、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備などの整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 村及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 村は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期する必要がある。

(2) 実施計画

【村、関係機関（道路管理者及び東海旅客鉄道(株)）が実施する計画】

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

- ア 踏切道の立体交差
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行う。

- ア 線路・路盤等の施設の適切な保守
- イ 線路防護施設の整備の推進
- ウ 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- エ 諸施設の新設及び改良
- オ 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
- カ 救援車・作業車等の整備
- キ 建築限界の確認
- ク 保安設備の点検・整備
- ケ 非常用具及び応急工事用具、材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。

また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施などの土砂災害対策を講じるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、更なる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

【村が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

【東海旅客鉄道(株)等が実施する計画】

ア 東海旅客鉄道(株)及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。

イ 事故の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

第3節 鉄道交通に携わる人材の育成

【関係機関】

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

1 人材の育成

(1) 基本方針

鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。
- イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。
- ウ 鉄道事故に備え、あらかじめ次の事項についての具体的な応急復旧体制を定め、訓練の実施等により、社員に徹底しておくものとする。
 - (ア) 旅客の救出、救護要請及び医療機関に対する連絡・誘導
 - (イ) 旅客の誘導、連絡及び案内
 - (ウ) 社員の非常招集の範囲及び連絡方法
 - (エ) 事故応急復旧の作業分担
 - (オ) 応急復旧用機器及び材料の整備

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【総務部・建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。
- 3 村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方の確立を図る。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村及び東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある置石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。
- イ 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努める。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故発生時直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、村、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- イ 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、村、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- ウ 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制

を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

【関係機関が実施する計画】

医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制を図るものとする。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

【村及び道路管理者が実施する計画】

村及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア 事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。

イ 緊急自動車の配置箇所長は、台帳を備え付け、責任者を指定しておくとともに、年3回以上又は出勤の都度整備を行い、あわせてその機能状況を記録しておくものとする。

6 防災訓練の実施

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、県及び村の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 再発防止対策の実施

【関係機関】

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

事故原因の究明等

(1) 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。

イ 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。

ウ 事故復旧に従事する者は、事故の原因調査に協力するものとする。

エ 事故復旧に従事する者は、関係物件を保持するとともに、現場見取り図、写真等必要な資材を提供するものとする。

第2章 災害応急対策計画

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【総務部・建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、県は、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

【村及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- ア 村及び東海旅客鉄道(株)は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- イ 発見又は連絡に基づき、村は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。
- ウ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

第2節 活動体制及び応援体制

【総務部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発生後速やかに必要な措置を講じ、必要な体制をとる。
- 2 村は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 村は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

ア 被害拡大防止措置

(ア) 関係列車の非常停止の手配

(イ) 乗客の避難

イ 活動体制の確立

(ア) 非常招集の事故が発生したときは、飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。

(イ) 対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、FAX等必要な情報連絡設備を設置する。

2 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、県・村は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求める。

イ 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、村は県に自衛隊へ災害派遣を要請するよう求める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

第3節 救助・救急・消火活動

【総務部・保健福祉部】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

第2 主な活動

村及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

救急・救助・消火活動

(1) 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・村及び鉄道事業者等が協力し連携する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより救助・救急消火活動を実施する。

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

【関係機関】

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア バス代行輸送

第5節 関係者等への情報伝達活動

【総務部・保健福祉部】

【関係機関】

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【村及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

村及び東海旅客鉄道(株)は相互に緊密な連絡をとりあいながら鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

【村及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

村及び東海旅客鉄道(株)は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を的確に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

東海旅客鉄道(株)は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

第3章 災害復旧計画

【総務部・建設水道部】

【関係機関】

第1 基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の鉄道施設等の復旧について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第2 主な活動

- 1 村及び道路管理者は、道路との交差点における鉄道施設の早期復旧のため、道路区域内の工事に係る許可手続きの迅速化、占有埋設物件に関する情報提供、工事の輻輳の防止等に努める。
- 2 鉄道事業者は、鉄道事故による被害の状況に応じ、鉄道施設等の迅速かつ円滑な復旧に努める。

第3 活動の内容

1 道路区域内の復旧活動

(1) 基本方針

村及び道路管理者は、道路との交差点における鉄道施設の早期復旧のため、鉄道事業者の協力を得るとともに、必要な情報を提供し、調整を図る。

(2) 実施計画

【村及び関係機関（道路管理者）が実施する対策】

ア 鉄道事故の発生に際して、鉄道事業者の協力を得て、特に道路との交差点の状況を早急に把握するものとする。

イ 鉄道事業者が復旧活動のため道路区域内で掘削工事を行う場合には、道路区域内で掘削工事を行う場合には、その早期復旧のため、工事に係る許可手続きの迅速化を図るものとする。

ウ 道路内には様々なライフラインが埋設されていることから、復旧工事に当たる鉄道事業者に対して、他の占有物件の情報を提供し、ライフラインの損傷の防止を図るものとする。

エ 同一現場で2者以上の復旧工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整するものとする。

2 施設・車両の復旧

(1) 基本方針

鉄道事業者は、あらかじめ定めた計画に基づき、施設等の迅速かつ円滑な復旧に努める。

(2) 実施計画

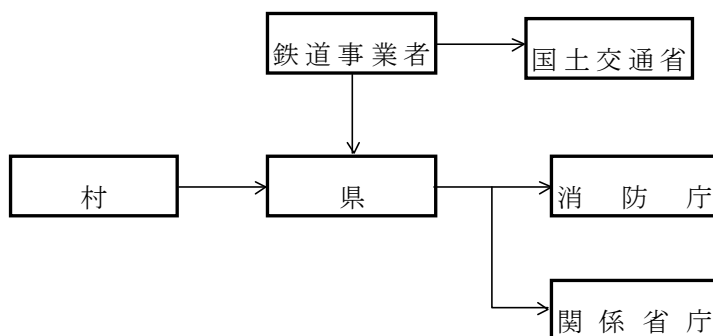
【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

ア あらかじめ定めた人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を活用し、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努めるものとする。

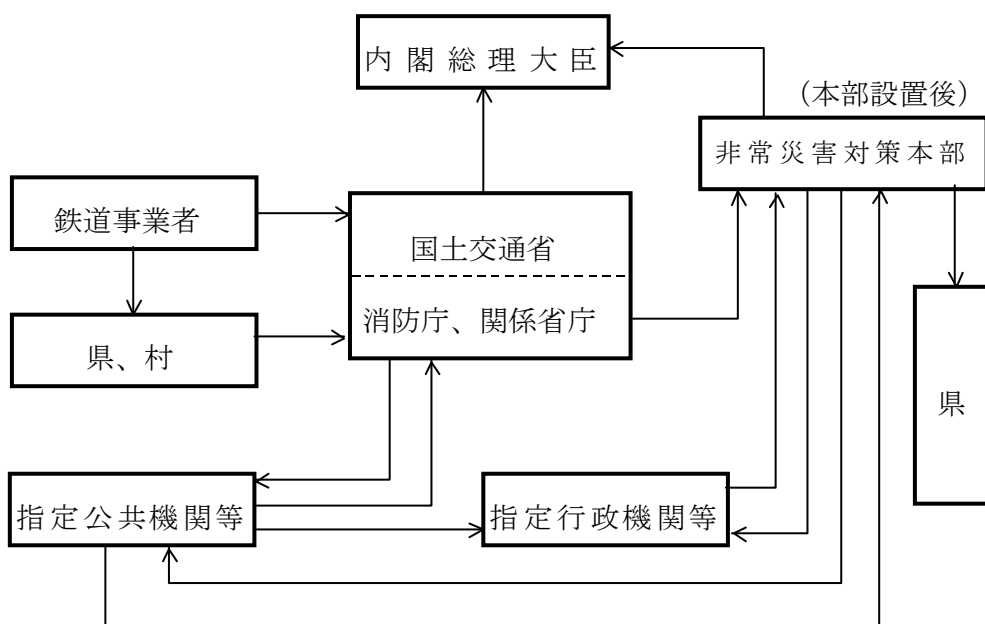
イ 道路区域内で復旧活動等をする場合は、県等の道路管理者に協議の上、行うものとする。

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡

